

固定資産税の評価額決定までの流れ

固定資産税

毎年1月1日時点で、住宅や土地などの固定資産を所有する方が支払う税金。

地方税であり、納付先は自治体。

資産の評価額(固定資産税評価額)に1.4%をかけた金額。

固定資産の評価

土地自体の価格、家屋の時価がベース

家屋の屋根や外壁に使用している資材、給配管の設備などが調査の対象。

家屋調査の必要書類

家屋については、新築されましたら資産税課職員(市の職員)がご自宅に伺います。ご自宅を拝見させていただき評価額を算出いたします。

その際にお客様にご用意していただく書類

図面(平面図)

⇒お家をお引渡しの際にお客様にお渡りする**黒いファイル**の重要書類の中に入っております。

※新築住宅には、一定期間、固定資産税が2分の1に減額される措置がございます。一定期間とは、一般住宅においては新築後3年度分です。

そのため3年間の減額措置が終了した4年目からに関しては従来の金額になりますのでご注意ください。